

仕様書

この仕様書は、熊本市役所本庁舎廃棄物収集運搬業務委託の委託契約に基づき、受託者が履行しなければならない事項について定める。

1 遵守事項

業務の実施に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係諸法令を遵守するとともに、特に運搬に当たっては事故防止にも万全の注意を払うこと。

また、廃棄物の飛散、落下、流出、あるいは廃棄物により生じる悪臭等の発生を防止し、環境保全にも万全を期すこと。

万一、事故等が生じた場合には、速やかに委託者に報告するとともに、受託者の責任において処理するものとする。

2 現場責任者

受託者は、委託業務の円滑な推進を図るため、作業員とは別に現場責任者（別紙様式参照）を定め書面をもって委託者に報告すること。

3 業務内容等

(1) 熊本市役所本庁舎のごみ集積所に集められた廃棄物のうち、一般廃棄物（シュレッダーを除く。以下同じ。）については、熊本市のごみ焼却施設である東部環境工場又は西部環境工場まで運搬し、市の処理基準に従って処分すること。

産業廃棄物のうち、埋立ゴミは、不燃物処理施設である扇田環境センターまで運搬し、処分することとし、資源ごみ（ビン類・缶類・ペットボトル等）に関しては、委託者の契約したリサイクル業者へ運搬し、処分すること。

なお、持込料については、次のとおりとする。

ア 一般廃棄物：受託者が負担

イ 産業廃棄物（リサイクル分）：市が負担

持ち込み先：有価物回収協業組合 石坂グループ
熊本市東区戸島町2874番地

ウ 産業廃棄物（埋立処分）：受託者が負担

(2) 業務を要する日は原則として、次のとおりとする。

ア 一般廃棄物（週5回）：閉庁日の翌日を除き、火曜日から土曜日まで行う。

イ 産業廃棄物（週2回）：閉庁日を除き、不燃物は毎週水曜日に、資源ごみは毎週金曜日。ただし、当該収集日が閉庁日の場合はその翌日に行う。

(3) 業務を要する時間は原則として、次のとおりとする。

収集時間は、原則、午前7時00分から午前7時30分までとする。

4 種類別数量等

	種類	年間見込数量	ウェイト
1)	一般廃棄物（シュレッダー除く）	85,800kg	906
2)	産業廃棄物（リサイクル分）	8,800kg	93
3)	産業廃棄物（埋立ごみ分）	130kg	1
	合計	94,730kg	1,000

5 廃棄物収集方法と処分量把握

- (1) 収集車両は、あらかじめ委託者に提出した登録車両（一般廃棄物に関しては塵芥車）を使用し、委託者の指定する収集場所で積み込みを行い、委託者の指定した処理場に運搬すること。
- (2) 処分量の把握は、収集の都度、袋の数及びマニフェストにより行うこと。
なお、一般廃棄物の処分量は、1袋につき5kgとする。

6 収集場所

熊本市役所本庁舎地下1階（本庁舎地下1階の入口の高さ制限は約2.6m）

7 業務の報告

受託者は、業務完了後、別紙の業務完了届及び業務実績報告書を、翌日10日までに委託者に提出すること。

また、収集所に備付の廃棄物数量表に収集した袋の数を記入すること。

8 業務日誌

毎日の廃棄物の量、作業員名簿等必要事項を「業務日誌」として整備し、関係書類を備えておくものとする。

9 協議

この仕様に定めのない事項については、双方協議のうえ、決定するものとする。

現場責任者選任通知書

委託業務名	熊本市役所本庁舎廃棄物収集運搬業務委託
履行場所	熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
委託期間	令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日まで
現場責任者氏名	
連絡先	

上記委託業務の現場責任者を定めましたので、通知します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

熊本市長 大 西 一 史 様

業務完了届

令和 年 月 日

熊本市長 様

受託者 住 所
事業者名
代表者職氏名

令和 年 月収集分の下記業務について収集運搬が完了しましたので、マニフェストを添えて報告します。

記

- 1 委託業務名 熊本市役所本庁舎廃棄物収集運搬業務委託
- 2 履行場所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号

検査報告書

上記、収集分の業務は、指示のとおり完了していることを認める。

令和 年 月 日

検査員 課名 管財課
職名
氏名

業務実績報告書 令和8年度（ 月分）

・委託業務名：熊本市役所本庁舎廃棄物収集運搬業務実績報告書

日付	曜日	作業者	一般廃棄物		産業廃棄物（リサイクル分）	産業廃棄物（埋立ごみ分）
			袋数	換算kg	重量（kg）	重量（kg）
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
月 計						

（契約単価）	一般廃棄物	円/kg（税込）×（重量）	kg
	産業廃棄物（リサイクル分）	円/kg（税込）×（重量）	kg
	産業廃棄物（埋立ごみ分）	円/kg（税込）×（重量）	kg
	請求額	円（税込）	